

### (3) 教育・保育提供区域の設定について

#### ○教育・保育提供区域とは

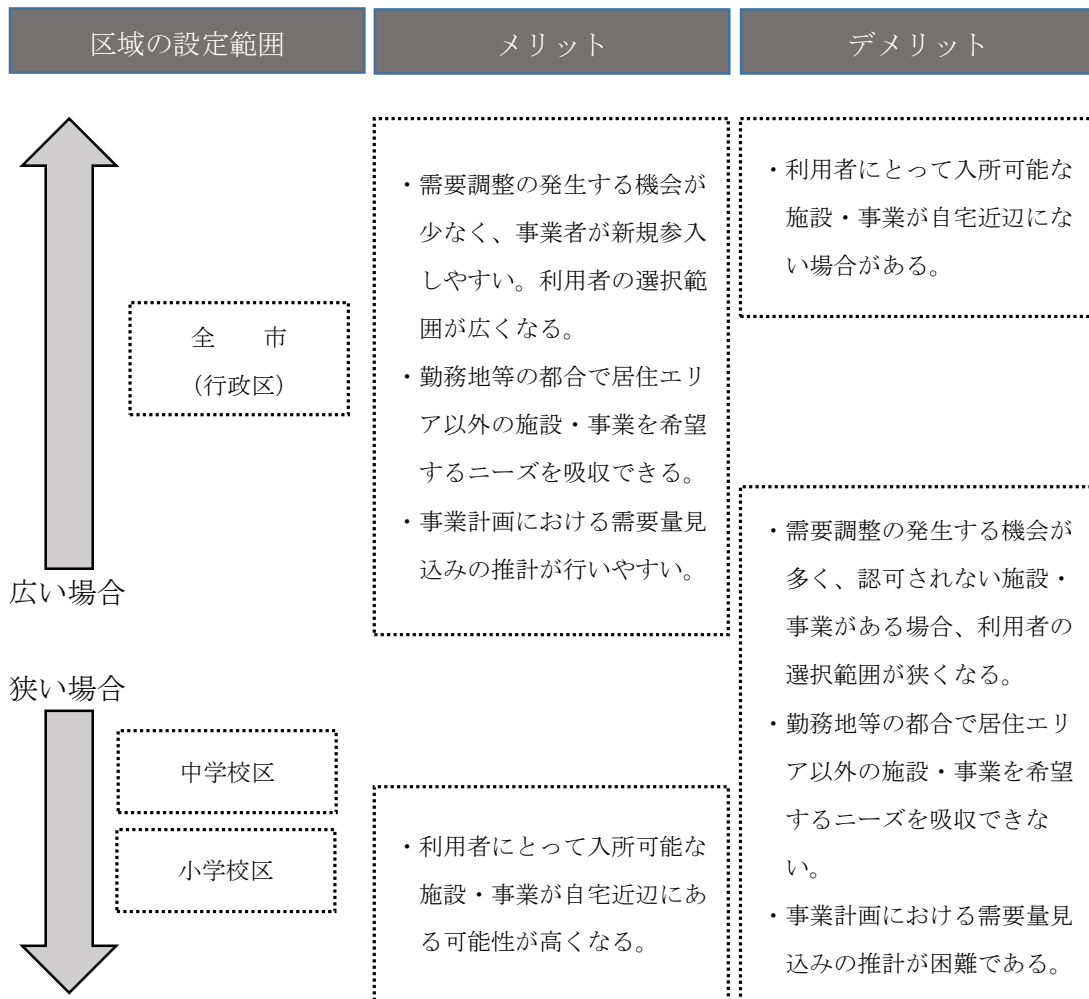
【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。

#### ○区域設定の際のポイント

- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- ・区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

#### ○区域設定におけるメリット・デメリット



### ○新庄市の教育・保育提供区域の設定について（案）

本市の現在の幼稚園については、自宅に近いというだけではなく、各幼稚園の教育方針などで選択する保護者も多いことから、近隣に関わらず様々な地域から子どもが通園している。このため、区域を複数に分けることは、現在の幼稚園の利用実態と異なることとなる。また、保育施設についても同様に、自宅に近いということのほかに、保護者の通勤経路から選択することが考えられ、複数の区域を設定しても自宅と利用施設の区域が一致しないケースも多くなることが想定される。

以上のことから、また、前述の区域設定の際のポイント及び区域設定におけるメリット・デメリットを鑑み、**新庄市全域を1つの区域として設定**してはいかかがか。